

令和4年

- 第7回 -

藤岡市教育委員会定例会議事録

藤岡市教育委員会

令和4年第7回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和4年5月25日(水)
午後2時59分
場 所 教育庁舎3階 第1会議室

開 会

日程第 1 第6回定例会の議事録の承認

日程第 2 教育長の諸報告

日程第 3 議案第25号 藤岡市教育支援委員会委員の委嘱について

日程第 4 議案第26号 藤岡市社会教育委員の委嘱について

日程第 5 議案第27号 藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

日程第 6 議案第28号 藤岡市人権教育集会所運営委員会委員の委嘱について

日程第 7 議案第29号 藤岡市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第 8 議案第30号 藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

日程第 9 議案第31号 藤岡市立図書館協議会委員の委嘱について

日程第10 議案第32号 藤岡市いじめ防止基本方針の改定について

閉 会

・ 出席委員等

教 育 長	田 中 政 文 君	教育長職務代理者	田 村 洋 子 君
委 員	櫻 井 正 明 君	委 員	内 田 孝 嗣 君
委 員	高 橋 祐 紀 君		

・ 欠席委員

なし

・ 説明のため出席した者

教 育 部 長	小 島 治 君	教育総務課長	堀 越 輝 雄 君
学校教育課長	大 塚 崇 君	生涯学習課長	植野 美佐子 君
文化財保護課長	軽 部 達 也 君	スポーツ課長	岸 憲 彦 君
学校給食センター所長	木 島 尚 美 君	図 書 館 長	湊田 真由美 君

・ 事務局職員出席者

係 長	山 下 由 希 子	書 記	高 橋 秀 仁
-----	-----------	-----	---------

会議の概要

開会 14時55分

開 会

教育長（田中政文君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より令和4年第7回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、高橋書記を指名します。

日程第1 第6回定例会の議事録の承認

教育長（田中政文君）日程第1 第6回定例会の議事録の承認でございますが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）第6回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）第6回定例会の議事録は承認されました。

日程第2 教育長の諸報告

教育長（田中政文君）日程第2 教育長の諸報告についてですが私から報告します。

教育長（田中政文君）初めに教育総務課です。学校施設の工事関係で、本年度の主な工事等は6月以降の開始となります。藤岡第一小学校通級指導教室及び西中学校職員室の冷暖房設備更新工事と、美九里東小学校及び美九里西小学校の体育館改修設計業務委託は6月上旬に、また、藤岡第一小学校及び鬼石北小学校の体育館大規模改修工事は7月上旬に、それぞれ入札を行う予定です。現在、教育総務課において設計等の準備作業を進めているところです。

次に学校教育課です。

個人情報に係る部分を省略

4月下旬より年度始訪問を開始し、5月18日で全校の訪問が終了いたしました。各校長からは、小中一貫校としての教育方針や授業改善、コミュニティ・スクールの充実等に向けた方策や課題の説明がありました。授業参観では、転入者や新採用者も含め、すべての教員が、子供主体の授業づくりを意識し、本市の授業スタンダードを踏まえた授業を展開しておりました。また、1人1台端末の活用も進み、ねらいの達成にかかわる、さらなる有効活用が期待されるところです。

藤岡多野中体連春季大会が、4月23日から30日まで開催され、市陸上競技場等各会場で熱戦が繰り広げられました。生徒1人1人の真剣で一生懸命な姿が印象的でした。

5月17日には、第1回チャレンジウィーク推進協議会を開催しました。チャレンジウィークは、中学2年生を対象とした1週間の職場体験学習であり、キャリア教育の集大成として位置づけられた学習です。生徒を受け入れてくださる関係機関や市内中学校の担当者等が集まり、今後の進め方等について協議しました。中学生が実際の職場で体験学習を行い、働くことの意義について学んだり、自分の将来について考えたりできる学習となることを期待しています。

5月22日から24日まで東中学校が京都・奈良方面の修学旅行を実施いたしました。学習指導要領では、旅行・集団宿泊的行事は、集団生活の在り方や公衆道徳などについて望ましい体験ができるような活動を行うこととされています。新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、安全を確保しながら、意義のある活動が行われることを期待しています。

次に、生涯学習課ですが、5月7日に小中学校PTA連合会、12日には藤岡地方ユネスコ協会の総会がそれぞれ開催され、令和3年度の事業報告や決算報告及び令和4年度の事業計画や予算が承認されました。4月の総合学習センター利用状況は、文化施設利用195団体1,951人、体育施設利用154団体1,514人で、合計349団体3,465人でした。

次に文化財保護課ですが、藤岡歴史館・高山社跡は通常のとおり開館しています。藤岡歴史館春季企画展「ふじおかのくらし むかしの道具」は5月15日で終了し、企画展来館者数は2,113人でした。

三波川サクラの樹勢回復事業は桜山で随時、現地調査を行っています。

埋蔵文化財発掘調査関係は、保美地区の県営圃場整備事業に伴う発掘調査は6月中の着手を目標としています。牛田・川除地区遺跡群発掘調査は整理作業、報告書

作成を実施しています。

世界遺産高山社跡関係では、母屋兼蚕室の保存修復工事は繰越して継続しています。痕跡調査を実施しながら部材の取り外しを行っています。高山社跡の母屋は一般の養蚕農家とは異なり、清温育のための工夫、特に換気口などが各所にあることが確認できています。

4月24日に高山社跡修復工事現場説明会を実施しました。当初は1回のみでしたが、多くの応募があったため、急遽2回目を実施することにしました。参加者は38人でした。5月1日付け上毛新聞の社説「三山春秋」で取り上げていただきました。

高山社跡及び藤岡歴史館の4月の入場者数は、高山社跡397人、藤岡歴史館は1,321人でした。また、4月の「藤岡市デジタル博物館」アクセス数は12,251件でした。また、高山社跡のゴールデンウィーク4月29日から5月8日までの入り込み客数は243人で、去年の308人に比較して78.8%でした。

次にスポーツ課ですが、5月27日までの群馬県の社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく警戒レベルは、「2」を継続することとなり、市内の社会体育活動は、引き続き感染防止対策を徹底した上で通常の活動を実施しております。スポーツ大会関係については、4月29日にふじウオーク、30日に春季テニス大会が開催され189人が参加しました。5月に入り、5日に少年少女ソフトテニス大会、8日にテクテク大会、春季グラウンドゴルフ大会、7日・8日・14日・15日の4日間で学童軟式野球大会、15日に陸上競技大会が開催され、合計で808人が参加しました。なお、町内対抗ソフトボール大会は中止となりました。

教室関係については、キッズ野球教室、初心者グラウンドゴルフ教室、陸上競技教室、知的障がい者水泳教室、日常生活筋力アップ教室の5教室が4月から継続しており、182人が参加しております。また、5月7日から初心者テニス教室、9日からパークゴルフ教室、10日から新体操教室、11日から健康体力づくり教室、18日からジュニアサッカー教室、ゴールキーパースクール、20日から親子バトミントン教室の6教室が開始となり、合計で121人が参加しております。なお、初心者グラウンドゴルフ教室は5月10日で終了となりました。

次に学校給食センターですが、今年度より学校給食センターで給食費の徴収業務が始まり、1回目となる4月分の学校給食費を5月2日に口座振替を行いました。市内の金融機関に4,811件、2,075万4,458円の振替依頼を行い、結果、183件が振替不能となり、78万6,685円の振替不能額がありました。

振替不能の内訳は、残高不足がほとんどを占め180件で77万3,006円、他に口座情報不一致等が3件で1万3,679円でした。その他は、口座振替を開始できなかった方が26人、金融機関への振替データ送付後に振替依頼書を提出された方が15人、振替依頼書を提出されていない方が11人いました。今回4月分が未納となった方には、5月13日付で督促状を発送しました。督促状には、コンビニや金融機関での現金納付のほか、新たにスマートフォン決済アプリを使って納付ができるバーコード付きの納付書を同封し、スマートフォンで簡単に納付ができること、日中は問い合わせ等できない方には5月18日から20日までの3日間は午後8時まで問い合わせに対応できることをお知らせしました。併せて、令和3年度分が未納となっているお宅へ訪問、過年度分の滞納者へは電話連絡を行いました。他に、児童手当等からの振替推奨を行ない、保護者からの申出書を受けた方のうち今回の未納と滞納がある方については、6月支給の児童手当から30世帯23名分の27万5,419円を天引きする予定です。昨年の6月が2世帯、10月と2月が6世帯であったことから、昨年度口座振替依頼書を保護者から提出いただく際、未納があった場合に児童手当から天引きできることを再周知し、約半数の保護者より申出書の提出を受けることができたことも、未納対策として有効であったと思われます。今後も、振替不能となった方で、児童手当からの天引きの申出書未提出の方へは、再周知を図ります。

徴収業務のほか、今後の予定として6月1日に各学校の校長先生とPTA連合会、薬剤師会、栄養士会の各代表を委員とする学校給食センター運営委員会を開催、6月5日から7日までの3日間は、藤岡北高校のフードビジネスコースの生徒2名をインターンシップで受け入れる予定です。

最後に図書館ですが、4月の利用状況は、開館日数26日、入館者数8,440人、貸出冊数26,311冊でした。学校巡回文庫は8校を巡回し、利用児童数547人、貸出冊数1,650冊でした。電子図書館は、利用者数209人、貸出冊数809冊でした。

複合施設関連では、5月11日に、県内で唯一ICタグを活用した図書館サービスを導入している高崎市立図書館を複合施設建設室と合同で視察しました。

以上、教育長報告とさせていただきます。

教育長（田中政文君）ただ今の諸報告について、ご質問がありましたらお願いします。

教育長（田中政文君）田村洋子委員。

委員（田村洋子君）給食費の徴収を始められ、183件振替不能があったという

ことですが、自分が経験している中で、振替不能になる場合に、前日に口座に残を残さないように全額引き落としをしてしまっていて、あえて振替不能にするという悪質な方もおりました。そういう方について、経済的虐待のような部分もあってすぐに保護したという例がありました。このような方は様々な事情で振替不能になると思いますが、家庭内での虐待に通じるものも稀にありますので、スクールカウンセラーと一緒に学校給食センターの方が訪問するなどして徴収に当たっていただければと思います。

教育長（田中政文君）学校給食センター所長。

学校給食センター所長（木島尚美君）今回、未納の方を訪問する中で表札が出ていない家庭もなどもありました。未納が続くようでしたら、その世帯の背景を学校に聞かせてもらいながら家庭と繋がっていければと考えています。

教育長（田中政文君）田村洋子委員。

委員（田村洋子君）子育て支援センターの職員や生活保護のケースワーカー等と同行するということは稀にあります。そういった家庭のお子さんは給食が唯一の食事ということがありますので、そのあたりのフォローを学校給食センターだけでなく他とも連携していただけたらと思います。

教育長（田中政文君）集金事務が学校から教育委員会に移管になったことは画期的なことで、全国的な流れに沿ったことだと思います。ただ、田村委員がおっしゃったようなことが心配だと、市長からも学校と学校給食センターでよくやり取りをして相談しながら、また学校教育課や子ども課とも連携していくよう指示を受けています。そのあたりはよく確認しながら進めたいと思います。

教育長（田中政文君）他にご質疑又はご意見はありますか。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）質問もないようでございますので、教育長の諸報告を終わります。

日程第3 議案第25号 藤岡市教育支援委員会委員の委嘱について

教育長（田中政文君）日程第3 議案第25号 藤岡市教育支援委員会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（大塚崇君）議案第25号について朗読及び概要説明をする。

(説明内容) 藤岡市教育支援委員会は、藤岡市における心身に障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就学に向けた支援を行うことを目的としております。藤岡市教育支援委員会規則では、第3条第2項に、委員は医師・教育職員・児童福祉施設職員・保健師・学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するとあります。表をごらんください。

個人情報に係る部分を省略

18名の委嘱につきまして、慎重審議をよろしくお願いいたします。

教育長(田中政文君)ただ今、事務局より議案第25号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長(田中政文君)ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第25号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長(田中政文君)異議がないようですので、議案第25号 藤岡市教育支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第26号 藤岡市社会教育委員の委嘱について

教育長(田中政文君)日程第4 議案第26号 藤岡市社会教育委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長(植野美佐子君)議案第26号について朗読及び概要説明をする。

(説明内容) 社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第2項及び藤岡市社会教育委員設置条例第2条に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することと定められております。

現在委員は13名おり、委員の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっておりますが、本年4月に、教職員の人事異動や小中学校PTA連合会の役員改選がありましたので、それぞれ後任の方々2名を前任者の残任期間、委嘱したいと考えております。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第26号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第26号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第26号 藤岡市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第27号 藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

教育長（田中政文君）日程第5 議案第27号 藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（植野美佐子君）議案第27号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）青少年センター運営協議会は、同センター設置条例第6条第1項及び同条例施行規則第4条に、関係行政機関の職員並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱することが定められております。

現在の委員は10名で、委員の任期は令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間となっておりますが、本年4月に藤岡警察署、教職員の人事異動や各種団体の役員改選がありましたので、それぞれ後任の方々5名を前任者の残任期間、委嘱したいと考えております。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第27号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

教育長（田中政文君）内田委員。

委員（内田孝嗣君）委員のなかにPTA連合会となっているもので、本人に電話が来るまで選ばれたことが分からないということがあります。説明があっても、今度はこの順番だからね、くらいの説明しかありません。どこかの段階で、こういう役職をお願いすることになりますということを説明していただける機会を設けていただければ、年に数回しかない会議にもしっかりと出席していただけて、発言もしていただけたと思います。

教育長（田中政文君）生涯学習課長。

生涯学習課長（植野美佐子君）PTAの団体からもそのような意見がありまして、令和4年度に向けて3月に新旧役員会議で、このような役員になりますということを説明いたしました。また、PTAの総会の資料にも説明を入れさせていただきましたので、そちらを見ていただけると自分の役職についてご確認いただけるかと思えます。

教育長（田中政文君）他にご質疑又はご意見はありますか。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第27号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第27号 藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第28号 藤岡市人権教育集会所運営委員会委員の委嘱について

教育長（田中政文君）日程第6 議案第28号 藤岡市人権教育集会所運営委員会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（植野美佐子君）議案第28号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市には現在、駒形、中原、外ノ平、上大塚東組の4ヶ所の人権教育集会所がございます。本集会所には、藤岡市人権教育集会所運営委員会要綱第1条に基づき運営委員会を設置することが定められており、委員の構成は、同要綱第4条により社会教育関係、小中学校関係、社会教育関係団体代表者、学識経験者、地区代表者から教育委員会が委嘱することが定められています。

委員の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっておりますが、本年4月に教職員の人事異動や地区役員の改選がありましたので、それぞれ後任の方々を、駒形7名、中原3名、外ノ平2名、上大塚東組13名を前任者の残任期間、委嘱したいと考えております。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第28号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第28号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第28号 藤岡市人権教育集会所運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第29号 藤岡市公民館運営審議会委員の委嘱について

教育長（田中政文君）日程第7 議案第29号 藤岡市公民館運営審議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（植野美佐子君）議案第29号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市公民館運営審議会委員につきましては、公民館における各種事業の企画・実施の調査・審議を行う委員となっております。藤岡市公民館設置条例第6条第2項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することが定められております。

現在委員は21名で、委員の任期は令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間となっておりますが、本年4月に教職員の人事異動や各種団体の役員改選がありましたので、それぞれ後任の方々3名を審議会委員として委嘱したいと考えております。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第29号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第29号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第29号 藤岡市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 8 議案第 30 号 藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

教育長（田中政文君）日程第 8 議案第 30 号 藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）議案第 30 号について朗読及び概要説明をする。
（説明内容）学校給食センター運営委員会の委員につきましては、現在の任期が 5 月末で終了となることから、新たに委員を委嘱する必要があります。

運営委員会は、藤岡市学校給食センター設置条例第 7 条に、給食センターの運営に関する重要事項について審議することと規定されており、委員については同条例第 8 条に小中学校の校長及び、小中学校 P T A 代表、知識経験者で構成し、委員の人数は 20 名以内と規定されています。市立小中学校 16 校の校長 16 名と、小中学校 P T A 連合会より 2 名、知識経験者として薬剤師会及び栄養士会から各 1 名を推薦いただき、合計 20 名の委嘱につきまして、議決を求めるものであります。

なお、任期は令和 4 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの 2 年間となります。
教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 30 号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 30 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 30 号 藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 9 議案第 31 号 藤岡市立図書館協議会委員の委嘱について

教育長（田中政文君）日程第 9 議案第 31 号 藤岡市立図書館協議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

図書館長（湊田真由美君）議案第 31 号について朗読及び概要説明をする。

(説明内容) 図書館協議会委員につきましては、図書館法第14条において公立図書館に図書館協議会を置くことができる旨が規定されており、同法第15条において委員を教育委員会が任命すること、第16条において図書館協議会に関し必要な事項について条例で定めなければならない旨が規定されています。

それらの規定に基づき、藤岡市立図書館設置条例第5条第1項において、協議会の委員の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から構成することを規定しています。

図書館協議会の役割は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に意見を述べる機関です。

現在の図書館協議会の任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。任期途中ではありますが、令和4年4月1日付の人事異動及び役員変更により、小学校校長会、小中学校PTA連合会より新たに推薦がありましたので、これに基づき後任者を委嘱するものです。なお、任期につきましては、前任者の残任期間の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

本来であれば、任期満了前に教育委員会の議決をいただくべきところですが、4月1日以降の新体制による各団体からの推薦を受けるため、今回の議案提出となったものでございます。

教育長(田中政文君)ただ今、事務局より議案第31号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長(田中政文君)ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第31号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長(田中政文君)異議がないようですので、議案第31号 藤岡市立図書館協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第32号 藤岡市いじめ防止基本方針の改定について

教育長(田中政文君)日程第10 議案第32号 藤岡市いじめ防止基本方針の改定について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（大塚崇君）議案第32号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）国が定めるいじめ防止対策推進法第12条では、地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、地方いじめ防止基本方針を定めるよう規定しております。藤岡市では、資料にありますように平成25年3月に策定、平成30年3月に改定しております。

今回の改定は、いじめ防止・いじめ対策をさらに進めるため、主に、管理職のリーダーシップの明確化、学校がいじめ防止・対策の要となるいじめ防止担当教員の配置、全職員による組織的な対応を「Ⅱいじめ防止のための取組 1 藤岡市及び教育委員会の（1）」、「2学校（1）」に決めました。

また、「3子どもたち（5）～（7）」に令和元年度から3年度までのいじめ問題解決に向けた子ども会議で話し合ったことを追加いたしました。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第32号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

教育長（田中政文君）櫻井委員。

委員（櫻井正明君）改定案の中に「見えづらいいじめの見つけ方」とありますが、今までにこのような工夫をしたということがありますか。

教育長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（大塚崇君）これは子どもたちに話し合ってもらって決めたことですが、子どもたちの中でもあの言動はどうだろうと気付いていることがあるので、そのままにせず友達や教職員に相談して、みんなでそれはいじめではないか、と考えていこうということになりました。また、見えないということでは、ネットでのいじめはなかなか表に出てこないもので、それについてもみんなで早く発見して解決していこう、ということで話し合いを行いました。

教育長（田中政文君）櫻井委員。

委員（櫻井正明君）その話し合いの中で、小さいものでもいじめが見つかったという事例はありますか。

教育長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（大塚崇君）そのときには、具体的には出てきていません。その話し合いの内容は各校に持ち帰って、全校にそれを伝え、教職員にも共有して、これから見つけていこうという話し合いになりました。

教育長（田中政文君）櫻井委員。

委員（櫻井正明君）いじめという問題が、表面化しているものについては誰が見

てもあれはいじめだよねとなるかと思いますが、陰に隠れているときに、それが例え小さいものであっても後々大きく発展することがあってはいけません。子どもたちが見つけて言ってくれるのは大変ありがたいことだと思います。子どもたちのことであっても大人が注目して対処していただきたいと思います。

教育長（田中政文君）この会議は子ども主体の会議ですので、見えづらいいじめのときに子どもたちはどうしたらいいかということ話し合いました。話し合いの中で、子どもたちが色々とアイデアを出してまとめて、校区毎にこのようにしていったらいいのではないかと提言のようなものをまとめていきました。

「見えづらい」をこちらから提案した理由は、一つ目は例えばネットや陰でやっていることにより物理的に見えづらいということ。二つ目はいじめている意識がなく、実はそれが相手にとってもショックを与えていることがあるということ。三つ目は、いじめられている側が、心を病んでいるのに元気に振舞っている、これについてもとても見えづらくなります。したがって、根本的な解決を目指すならその行為を止めさせるだけでは不十分です。どちらの立場にしても、内にある心情を探って働きかけていかないとなかなか解決に至らないのではないかと。そのような意味合いから「見えづらい」という言葉を使って話し合ってもらいました。

教育長（田中政文君）他にご質疑又はご意見はありますか。

教育長（田中政文君）田村委員。

委員（田村洋子君）基本方針の次のアクションとして、いじめ防止とそれにつながる自殺防止を考えていただきたいです。ゲートキーパーやケアラーの育成など、自殺をどこで、誰がくい止めるか、どのように見つけるかということは、考えられることがたくさんあるかと思いますが。いじめ防止に関連して、子どもたちの中に悩みを抱えている人に気付ける子、気付ける社会の育成を次のアクションとしてお願いします。

教育長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（大塚崇君）SOSの出し方についても学校に指導しているところであり、また、今年度からいじめ対策の核として据えましていじめ防止担当教員の研修会でもSOSの出し方を扱います。

教育長（田中政文君）SOSの出し方教育を国の方でも参考資料を出しています。逆にSOSを受け取る側も大事だろうということで、専門家からお話をいただいているところです。先日いじめ防止担当教員の1回目の研修がありましたが、2回目の研修では教員としてのSOSの受け取り方を取り上げたいと考えています。カウ

セラールや臨床心理士の方はいますが、そういった方に頼るだけでなく、日頃一番接している教員がそういったことを受け止めて対応していきたいと思っています。まさに田村委員のおっしゃったように進めていければと思っていますので、参考にさせていただきます。

教育長（田中政文君）他にご質疑又はご意見はありますか。

教育長（田中政文君）高橋委員。

委員（高橋祐紀君）いじめの中でも「いじり」が気になりました。始めはいじられている子も楽しんでいられるかもしれないが、だんだん成長していく中でいじられることが嫌になったり、いじりがエスカレートしていったりということがあります。いじめといじりの境目が非常に難しく、先生も生徒をいじるということもあり、先生に注目されていると喜びを感じることも違うように感じることもあるかと思えます。

また、大人に相談することが大事だと言われつつも、子どもたちとすると大人に相談すると大人が暴走するという思いがあります。解決しようとしてくれる。いじめた子に注意したり、いじめた子の家に親が文句を言いに行ったり、大人が暴走してしまうのでちょっと内緒で聞いてほしいだけという気持ちを受け止めるということがなかなかできていないという現実があります。そのあたりのことも研修の中で出てくるかと思いますが、そのようなことも踏まえて、「聴く」ということを意識して先生方にも成長していただきたいと思えます。

教育長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（大塚崇君）研修に取り入れたいと思えます。ありがとうございます。

教育長（田中政文君）つい行為を止めさせることを目的としてしまい、背景にある心の状態にまでいかないとなかなか真の解決はできないと考えています。それにはまず聴くということが大事かと思えます。今いただいた意見も参考にしていきたいと思えます。

教育長（田中政文君）他にご質疑又はご意見はありますか。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第32号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第32号 藤岡市いじめ防止基本方針の改定については、原案のとおり承認されました。

閉 会

教育長（田中政文君）以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会 15時55分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和4年6月27日

教育長 田 中 政 文

書 記 高 橋 秀 仁